

居宅介護支援重要事項説明書

令和 8 年 6 月 1 日現在

1. 事業所が提供するサービスについての相談窓口

担 当：介護支援専門員
連絡先：電話 079-260-7295
受 付：午前9時～午後6時
休 日：土、日曜日、祝日、年末年始

* ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所ケアサービス神姫あおやまの概要

(1) 居宅介護支援事業所の事業所番号およびサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所ケアサービス神姫あおやま
事業者名	株式会社ケアサービス神姫
所在地および電話番号	〒671-2222 兵庫県姫路市青山1丁目35番5 079-260-7284
介護保険事業所番号	2874010156
指定年月日	令和2年 5月 1日
サービス提供地域*	姫路市（安富町、家島町を除く）太子町

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	常 勤	非常勤	職務内容
管理者	1名		管理全般
介護支援専門員	1名以上		居宅サービス計画支援に係わる全般
事務職員	1名		事務全般

(3) 営業日および営業時間

営業日	・月曜日～金曜日	(営業時間) 午前9時～午後6時
休業日	・土曜日・日曜日、祝日 ・12月31日～1月3日	

・ 24時間連絡体制を確保しております。

* 但し、緊急性のない相談内容の場合においては、翌営業日の対応になります。

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- ① 居宅介護支援契約に係る重要事項の説明および契約の締結
- ② 担当の介護支援専門員による居宅サービス計画の作成
- ③ 居宅サービス計画に基づくサービス事業者の選定
- ④ 居宅サービス計画に対する利用者の同意
- ⑤ サービスの提供開始

* 順序が異なる場合があります。

* ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所を紹介します。

* 当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支給されるので自己負担はありません。

* 保険料の滞納等により、法定代理受領をできなくなった場合は、1ヶ月につき要介護状態区分に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日姫路市等の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

	要介護1・2	要介護3・4・5
居宅介護支援費(Ⅰ) <取扱件数が45件未満>	11,088円	14,406円
居宅介護支援費(Ⅱ) <取扱件数が50件以上60件未満>	5,380円	6,973円
居宅介護支援費(Ⅲ) <取扱件数が60件以上>	3,226円	4,186円

特定事業所加算 (Ⅱ) 4,298円 (Ⅲ) 3,297円

初回加算 3,063円

入院時情報連携加算 (Ⅰ) 2,552円 (Ⅱ) 2,246円

退院・退所加算 (Ⅰ) イ 4,594円 (Ⅰ) ロ 6,126円

(Ⅱ) イ 6,126円 (Ⅱ) ロ 7,657円

(Ⅲ) ロ 9,189円

*イ カンファレンス参加 無、 ロ カンファレンス参加有

通院時情報連携加算 510円、

緊急時等居宅カンファレンス加算 2,042円

ターミナルケアマネジメント加算 4,084円

介護職員等処遇改善加算 1か月の総単位数に2.1%の加算

(基本サービス費+各種加算・減算)

(2) 解約料

利用者さまは、いつでも契約を解約することができ、一切の料金はかかりません。

(3) その他

①要介護認定の申請代行にかかる費用については無料です。

②利用者さまからの要求に基づき、サービス提供の実施記録を複写し交付する場合は、コピー料金等の実費負担が必要となります。

* 利用のあった都度、実費を請求させていただきます。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、電話でお申し込み下さい。当事業所員がお伺いいたします。

居宅介護支援契約書および本重要事項説明書に基づいて重要な事項を説明のうえ契約を取り交わし居宅サービス計画作成の支援を行ないます。

(2) サービスの終了

①利用者さまのご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する場合は、いつでも文書でお申し出ください。

*当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、利用者さまやご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行なった場合または破産した場合には、利用者さまは文章で通知することにより直ちにサービスを終了させることができます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

また、当地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する上表を提供いたします。

③暴力団関係者による不当な行為の防止等に関する法律（兵庫県暴力団排除条例・兵庫県条例第35号）に基づき利用者及び身元引受人等が暴力団関係者又は、暴力団関係者との利害関係者であることが判明した場合、又は施設をその事務所その他の活動拠点に供した場合

④自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者さまが介護保険施設に入所された場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者さまの要介護認定区分が、非該当（自立）又は要支援と認定された場合
- ・利用者さまがお亡くなりになった場合

⑤その他

利用者さまやご家族などが当事業所や当事業所員に対して本契約を継続し難しいほどの不信行為を行なった場合は、文書で通知することにより、直ちに本契約を解約させていただく場合があります。

(3) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
介護支援専門員の変更	○	変更を希望される方は相談ください。
課題分析の種類	○	全国社会福祉協議会居宅サービス計画ガイドラインによる。
介護支援専門員の研修実地	○	
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で利用者の都合により解約した場合の解約料	○	解約料は、一切かかりません。

6. プライバシーの保護

事業所の従業員は、利用者さまにサービスを提供するうえで知り得た情報は、正当な事由のない限り契約期間中はもとより、契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。

また、利用者さまやそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、善良な管理者の注意をもって管理を行い、処分の際にも漏洩の防止に努めます。

ただし、サービス担当者会議などでサービスの利用調整を行なう際に利用者さまやご家族に関する情報が必要となります。

その利用には利用者さまの同意が必要となりますので、個人情報使用同意書に記名押印をお願いします。

7. 虐待防止に関する事項

(1) 当事業所は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

- ① 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
- ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ③ その他虐待防止のために必要な措置

(2) 当事業所は、サービス提供中に当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市に通報します。

8. サービス利用にあたっての禁止事項

事業者は、職場においてもハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指しています。ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することがあります。

つきましては、サービス利用にあたり、次の事を禁止事項とします。

- (1) 事業所の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- (2) カスタマーハラスメント、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為
- (3) サービス利用中に職員の写真や動画撮影等を無断で SNS 等に掲載すること。

9. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

事業の目的	当事業所は、利用者さまの委託を受けて、利用者さまに対して介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者さまが可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう居宅サービス計画の作成を支援いたします。
運営方針	<p>(1) 利用者さまの心身の状況、また、置かれている環境に応じて、利用者さまの選択に基づいた適切な福祉サービスおよび保健医療サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう支援いたします。</p> <p>(2) 居宅介護支援の提供にあたっては、利用者さまの意思および人格を尊重し、または特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に事業を実施いたします。</p> <p>(3) 市区町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。</p> <p>(4) 従業員の教育研修を重視し、提供するサービスの質の向上に努めます。</p>
居宅サービス計画の作成方法	身体機能面だけでなく、精神心理面、社会環境面を加えた3つの側面から、要介護状態等にある利用者さまの状況を総合的にとらえ、利用者さまの相談内容に対応できる「居宅サービス計画ガイドライン方式」を採用し、当該方式を基礎に居宅サービス計画を作成いたします。

*利用者さまが入院される時は、利用者さま又はご家族から入院される病院又は診療所に対し、当事業所の担当介護支援専門員の氏名及び連絡先をお伝えいただくよう、ご協力をお願いします。

10. 損害賠償について

利用者さまに対するサービスの提供にあたって、当事業所の責めに帰すべき事由により、利用者さまの生命・身体・財産に損害をおよぼした場合には、当事業所は損害を賠償します。ただし、利用者さままたはご家族に過失等がある場合には、損害額を減ずることができるものとします。

当事業所は以下の内容で損害賠償保険に加入しています。

- ①加入保険名 あいおい損保㈱（賠償責任保険）
- ②保険の内容 当事業所が、法律上の損害賠償責任を負担することによって生じる損害を填補
- ③賠償できる事項 当事業所が行なう居宅サービス計画作成および訪問介護の提供に起因する事故

11. サービス内容に関する相談・苦情窓口

(1) 当事業所の利用者相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいている各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当：居宅介護支援事業所ケアサービス神姫あおやま 管理者 中村伸資

電話 079-260-7295

(2) その他

当事業所以外に、市町および兵庫県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に伝えることができます。

相談・苦情窓口	電話番号
姫路市役所 介護保険課	079-221-2923
太子町役場 高年介護課	079-276-6715
兵庫県国民健康保険団体連合会	078-332-5617

12. 当社の概要

名称・法人種別	株式会社ケアサービス神姫
代表者役職・氏名	代表取締役社長 柏木 則人
本社 所在地 電話番号	兵庫県姫路市青山1丁目35番5 079-260-7284
介護保険事業	居宅介護支援事業所 ケアサービス神姫あおやま 訪問介護事業所 ケアサービス神姫あおやま デイサービス ケアサービス神姫あおやま
定款に定めた主な 事業目的	1. 介護保険法による居宅介護支援事業 2. 介護保険法による訪問介護、通所介護、の居宅サービス事業 3. 総合事業訪問介護、総合事業通所介護 4. 身体障害者福祉法による身体障害者居宅介護等事業 5. 知的障害者福祉法による知的障害者居宅介護等事業 6. 児童福祉法による児童居宅介護等事業 7. 老人福祉法による有料老人ホーム事業 8. 高齢者専用賃貸住宅事業及び適合高齢者専用賃貸住宅事業

